

令和 8 年度

国民健康保険税改定のお知らせ

水俣市国民健康保険税条例の改正により、令和 8 年度から以下の税率が適用されます。

	医療分			後期分			介護分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
現行	6.10%	16,200円	16,400円	2.60%	7,000円	7,000円	1.00%	5,400円	3,100円
改正後	6.80%	21,000円	18,000円	2.70%	9,000円	7,100円	1.60%	14,000円	(廃止)
<参考> R6における 熊本県の平均値	8.06%	28,816円	19,801円	2.94%	10,563円	7,259円	2.72%	19,628円	—

※現在、国で審議されている「こども・子育て支援金分」は含まれておりません。

令和6年度と比較して **一人あたり平均 約13,000円（年額、軽減前）の増額**

<参考>モデル世帯による改定の影響額（年額）

	世帯構成及び所得	軽減割合	改定前	改定後
モデル 1	1人世帯 世帯主（70歳） 所得30万円（年金収入140万円）	7割軽減	13,900円	16,500円
モデル 2	2人世帯 夫（73歳） 所得70万円（年金収入180万円） 妻（70歳） 所得10万円（年金収入120万円）	5割軽減	58,300円	68,100円
モデル 3	2人世帯 夫（60歳） 営業所得100万円 妻（58歳） 所得25万円（給与収入80万円）	2割軽減	122,200円	153,600円
モデル 4	4人世帯 夫（41歳） 農業所得220万円 妻（36歳） 所得45万円（給与収入100万円） 子ども2人（8歳）（4歳）	軽減なし	286,400円	332,200円 *市独自の子ども軽減後 （△10,200円）

なぜ国保の税率を引き上げなければならないの？

理由（その1）

国民健康保険法の改正（平成 30 年度）に基づき、熊本県が実施する「保険税水準の統一」により、令和 12 年度から県内すべての市町村の税率が同じになるため、他の市町村より税率の低い本市は、県平均を目安に段階的に税率を上げていく必要があります。

本市の保険税率は県内で低い水準にあるため、今後、3 回にわたり、**県平均を目指した段階的な改定**を行わなくてはなりません。水準統一によって医療費負担を県全体で支え合う仕組みになることは、一人あたり医療費が高い本市において、大きなメリットとなります。

理由（その2）

本市の国保財政における単年度収支は6年連続で赤字が続いており、このままでは基金も底をついてしまうため、単年度の赤字を解消し、国保財政の健全化を行う必要があります。

本市の国民健康保険の運営は、平成 28 年度に税率改定を行って以降、基金を取り崩すことにより、税率を据え置いてきました。

しかし、医療の高度化や国保被保険者の高齢化等により、一人あたり医療費は年々増加している一方で、被保険者数の減少により保険税収等が年々減少しているため、このままではやがて基金も底をついてしまい運営に支障をきたすことが予測されます。

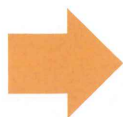
今回の税率改定により、県平均との差の3分の1が埋まります。その後、令和 10 年度と令和 12 年度にも今回と同程度の改定を行い、県による保険税水準の統一を迎えることになります。

国民健康保険制度を維持していくために…

＜参考＞令和5年4月14日厚生労働省保険局国民健康保険課説明資料

全国の国保が抱える構造的課題

- ①年齢構成が高く、医療費水準が高い
- ②所得水準が低い
- ③保険料（税）の収納率
- ④一般会計繰入・繰上充用
- ⑤財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在
- ⑥市町村間の格差



国保改革（平成30年度～）

①財政運営の都道府県単位化

- ・都道府県が財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担う
- ・市町村は、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、健康事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

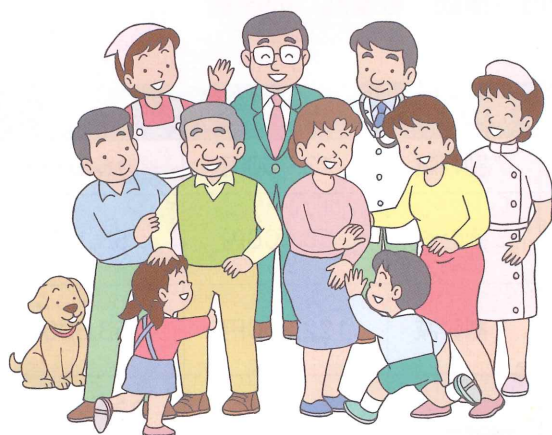
②財政支援の拡充

- ・財政支援の拡充により、財政基盤を強化（毎年約3,400億円）
- 低所得者対策の強化、保険者努力支援制度 等



今後の主な課題

- 法定外繰入（赤字）等の解消
- 都道府県単位での保険料（税）水準の統一
- 医療費適正化の更なる推進



熊本県

- 平成30年度から財政運営の責任主体（運営全体の中心的役割）
 - ・法定外繰り入れ（＝赤字）の解消
 - ・保険税水準の統一 に向けた取組の推進
 - ・医療費適正化及び予防・健康づくり の取組強化

保険税水準の統一・保険税率の見直し

熊本県においては、市町村間で保険税水準・医療費水準にバラツキ（次頁参照）が生じています。これらの標準化を図り、最終的には「同じ所得、同じ世帯構成であれば県内のどこに住んでいても同じ保険税額になる」ことを目指しており、既に大阪府や奈良県では令和6年度から実施されています。

⇒ **熊本県は令和12年度に完全統一**

熊本の課題（保険税、医療費共に2倍の差）

令和4年度（2022年度）熊本県国民健康保険事業状況（市町村別）

自治体名	被保険者数 年度平均	保険税		医療費		国保会計 収支状況
	一般（人）	一人当たり 調定額（円）	順位	一人当たり 療養諸費（円）	順位	単年度収支差 （千円）
熊本市	143,140	93,682	11	437,354	33	594,714
人吉市	6,924	83,258	25	473,157	17	83,576
荒尾市	11,423	76,293	35	544,254	3	409
水俣市	5,306	53,035	45	602,959	2	▲ 84,526
宇土市	8,071	79,645	31	442,650	31	56,029
玉東町	1,309	84,718	24	371,035	43	▲ 5,946
南関町	2,193	79,877	30	494,916	11	▲ 5,342
長洲町	3,635	77,338	34	494,151	13	▲ 10,183
大津町	5,931	92,807	12	403,518	41	▲ 54,322
菊陽町	6,793	96,149	8	398,528	42	57,862
南小国町	1,113	75,176	36	438,633	32	▲ 15,005
小国町	1,997	80,113	29	443,546	30	▲ 29,777
産山村	492	88,561	19	311,300	45	5,078
高森町	1,710	83,163	26	446,454	29	▲ 4,508
西原村	1,633	103,981	3	471,421	18	4,700
御船町	4,052	78,940	32	494,453	12	▲ 51,607
嘉島町	1,791	107,831	1	454,953	25	▲ 3,360
益城町	6,813	94,228	10	427,253	36	▲ 702,033
甲佐町	2,521	85,585	23	498,865	9	▲ 6,965
津奈木町	1,148	53,426	44	487,436	15	▲ 40,319
錦町	2,353	94,295	9	417,477	39	▲ 530
あさぎり町	3,638	101,254	4	469,700	19	▲ 63,062
多良木町	2,305	91,457	16	425,838	37	7,515
湯前町	881	91,512	15	466,269	21	10,627
水上村	525	70,741	38	353,769	44	▲ 3,120
相良村	1,029	89,725	18	414,239	40	1,396
五木村	237	66,215	42	448,817	26	1,551
山江村	705	69,338	40	461,120	22	▲ 5,469
球磨村	842	68,766	41	541,588	4	15,254
苓北町	1,782	73,988	37	489,844	14	22,804
上天草市	6,751	78,882	33	530,043	5	▲ 60,235
山鹿市	12,523	82,003	28	469,481	20	▲ 32,195
宇城市	14,252	88,516	20	457,721	23	▲ 242,516
阿蘇市	6,104	106,902	2	457,188	24	▲ 11,121
菊池市	11,763	90,953	17	448,117	27	25,952
八代市	30,814	99,612	5	431,851	35	382,034
玉名市	16,133	97,912	6	432,864	34	▲ 46,673
合志市	11,191	92,366	13	475,066	16	▲ 68,507
天草市	20,391	69,812	39	505,829	7	▲ 83,373
美里町	2,348	82,105	27	528,666	6	▲ 11,681
和水町	2,366	87,195	21	447,134	28	17,091
南阿蘇村	3,106	86,624	22	497,728	10	▲ 27,744
山都町	4,310	92,033	14	498,895	8	▲ 13,539
氷川町	3,635	97,176	7	422,503	38	14,367
芦北町	4,139	62,622	43	635,127	1	50,957
市町村計	382,118	89,439		456,724		▲ 331,745

一人あたり保険税（調定額）

一人あたり医療費（療養諸費）

ともに、市町村間で約2倍の差



保険税水準が低い自治体は
県平均程度の税率まで
引き上げる必要がある



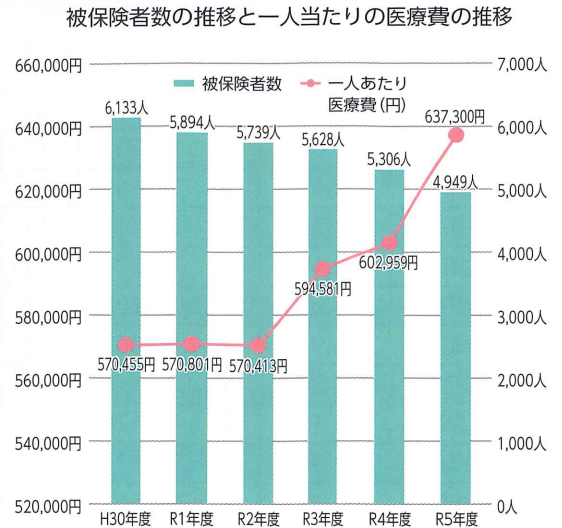
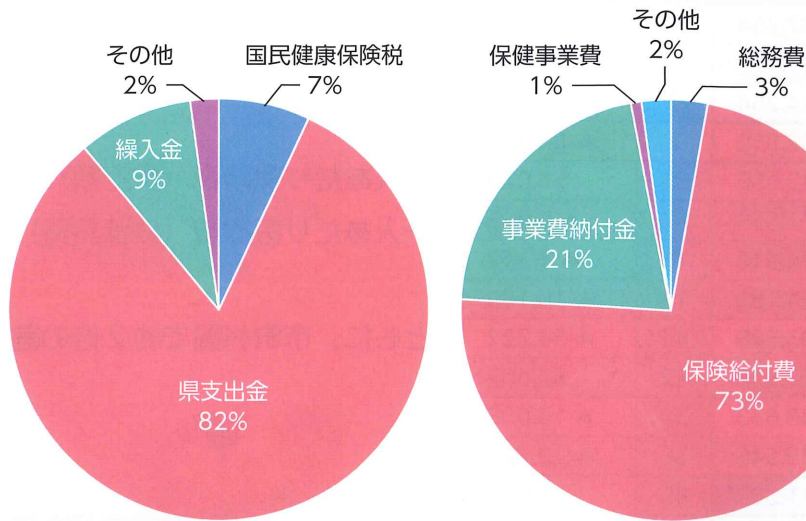
* 「一人当たり調定額」は介護分を除いています。

水俣市の国保財政状況

【令和5年度決算状況】

歳入 36億5千486万171円

歳出 36億3千203万359円



本市の被保険者数は毎年300人ほどが後期高齢者医療保険制度への移行で減少しておりますが、一人あたり医療費は年々増加し、令和5年度は637,300円でした。県平均の471,566円と比べて165,734円高くなっています。

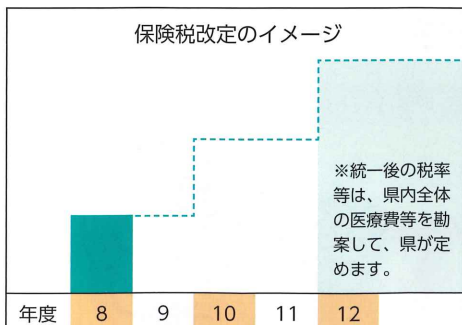
令和5年度の決算における単年度収支は、1億4,720万6,507円の赤字で、6年連続となっております。

また、歳入に占める国民健康保険税の割合は約7%です。

<今後の単年度収支予想額と一人あたり負担増額(試算)>

(試算) 単年度の赤字額を税収のみで補う場合の負担増額

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
単年度収支	▲1億1千万円	▲1億7千2百円	▲2億1千万円	▲2億4千6百万円	▲2億7千万円
令和6年度と比較した一人あたりの年間負担増額	+25,400	+42,000	+57,300	+72,000	+87,600



うち、約13,000円分を改定(赤字補てんの約3分の1)

<支援策>

- ◎ 赤字補てん分の3分の2を基金で充当
- ◎ 18歳未満の子ども等の均等割の増税額を助成
- ◎ 保健事業の強化(ポイント等の活用を検討)

国保税改定を行わなかった場合の負担増額

今回の改定後の税率でも目指すべき県の平均的な保険税率とは開きがあります

熊本県は令和12年度に県内の保険税水準の統一を目指していますが、本市の現行税率は、改定してもなお、県の平均税率とは大きな開きがあります。

令和8年度の改定以降、令和10年度と令和12年度にも改定を行わなければなりません、急激な負担増とならないよう、基金を活用した支援策も継続してまいります。

国保税率改定につきましては、被保険者の皆様にご負担をお願いすることとなりますが、お互いを助け合う国民健康保険制度の趣旨をご理解いただき、本市国保の健全かつ安定的運営に向けて、ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】 水俣市市民課年金医療保険係 ☎ 0966-61-1633 税務課市民税係 ☎ 0966-61-1610

(R7.3.19時点)